

建築主 様へ

本物件は省エネ措置の届出が必要です

平成 22 年 4 月 1 日より、床面積の合計が 300 m²を超える建築物の新築又は別紙の規模に該当する改築又は増築については、省エネ措置の届出が必要です。

届出は、工事着手予定日の 21 日前までに下表の所管行政庁へお願いします。

届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の罰金に処されることが、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 96 条に規定されています。

詳細は、次のホームページをご覧ください。

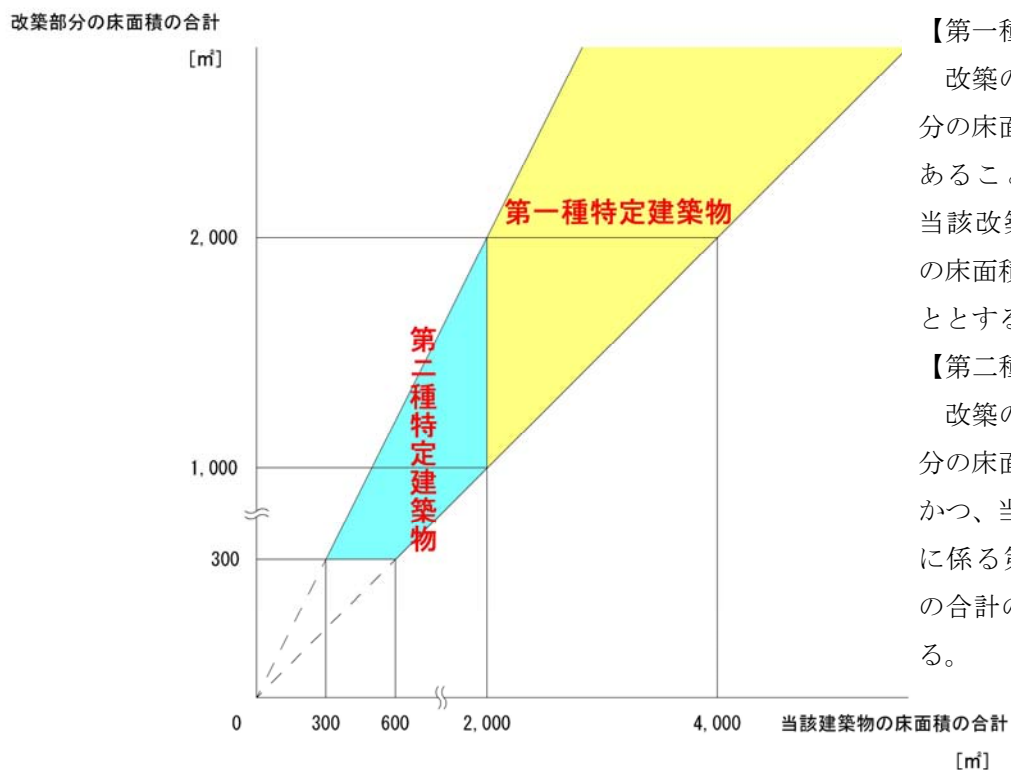
<http://www.pref.osaka.jp/kenshi_shinsa/setsubi_energysaving/index.html>

工事場所	所管行政庁	電話
大 阪 市	大阪市 計画調整局 建築指導部建築指導部 建築確認担当	06-6208-9305
豊 中 市	豊中市 まちづくり推進部土地利用調整室 建築審査課	06-6858-2420
堺 市	堺市 建築都市局 開発調整部 建築指導課 審査係	072-228-7936
東 大 阪 市	東大阪市 建設局 建築部 建築指導室 建築審査課	06-4309-3241
吹 田 市	吹田市 都市整備部 開発調整室 建築指導課	06-6384-1231
高 槻 市	高槻市 都市産業部 開発指導室 建築指導課	072-674-7564
守 口 市	守口市 都市整備部 建築指導課 審査係	06-6992-1698
枚 方 市	枚方市 開発審査課 建築審査G	072-841-1221(376)
八 尾 市	八尾市 建築都市部 審査指導課 建築指導室	072-924-8544
寝 屋 川 市	寝屋川市 まち政策部 まちづくり指導課審査指導担当	072-824-1181(2740, 2743)
茨 木 市	茨木市 都市整備部審査指導課	072-620-1661
岸 和 田 市	岸和田市 まちづくり推進部 建設指導課	072-423-9570
門 真 市	門真市 都市建設部 建築指導課	06-6902-6346
箕 面 市	箕面市 みどりまちづくり部 建築指導課	072-723-2121(3513)
池 田 市	池田市 都市建設部審査課	072-752-1111
和 泉 市	和泉市 都市デザイン部 建築・開発指導室	0725-41-1551
羽 曳 野 市	羽曳野市 都市開発部 建築指導課	072-958-1111
上 記 以 外 の 大阪府内市町村	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課	06-6944-9339

第一種特定建築物：2,000 m²以上の建築物

第二種特定建築物：300 m²以上 2,000 m²未満の建築物

省エネ措置の届出が必要な改築



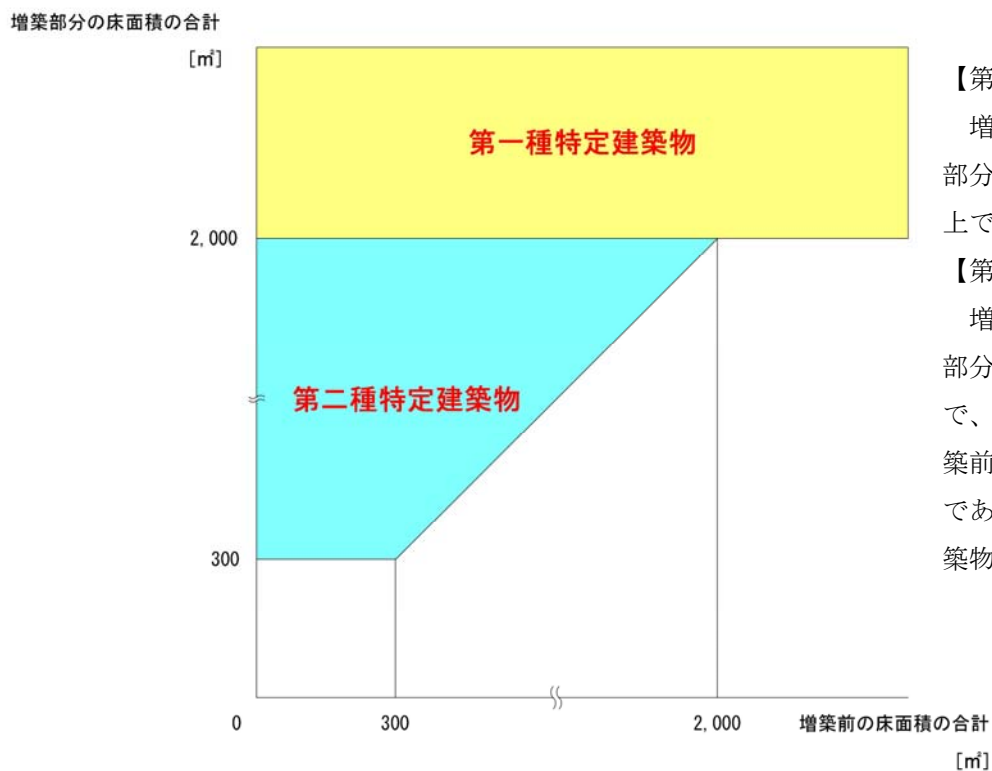
【第一種特定建築物】

改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が 2,000 m²以上であること又は当該床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の 1/2 以上であることとする。

【第二種特定建築物】

改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上で、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の 1/2 以上であることとする。

省エネ措置の届出が必要な増築



【第一種特定建築物】

増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が 2,000 m²以上であることとする。

【第二種特定建築物】

増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が 300 m²以上で、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計以上であることとする（第一種特定建築物を除く）。